

写

熊賃審発第 13 号
令和 4 年 8 月 23 日

熊本労働局長
新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 高峰 武

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 4 年 8 月 23 日貴職から、令和 4 年 8 月 5 日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 4 年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当である。